

防整整第17750号  
27.10.1

防衛省所管国有財産部局長  
大臣官房会計課長  
防衛大 schools 長  
防衛研究所長  
陸上幕僚長  
海上幕僚長  
海上自衛隊各地方總監  
海上自衛隊第一術科学校長 殿  
航空幕僚長  
各地方防衛局長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
防衛装備庁長官

防衛省所管国有財産総括部局長  
整備計画局施設整備官  
(公印省略)

防衛省所管国有財産取扱規則第29条に基づく報告について（通知）

防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第29条に基づく防衛大臣への報告（以下「報告」という。）は、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、航空機、船舶等の報告については、防衛省所管国有財産(航空機)の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）及び防衛省所管国有財産(船舶等)の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号）に基づき処理されたい。

#### 記

- 1 報告は、貸付け及び一般の使用等の許可に係るものについては別紙様式第1、それ以外に係るものについては別紙様式第2により行うものとする。
- 2 報告は、各四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了後1ヶ月以内に行うものとする。

添付書類：1 別紙様式第1  
2 別紙様式第2



